



根拠条文：法第9条、第10条

(参考)

建築指導課

登録基準の運用等

凡例

- 登録までのフロー
- 登録後のフロー

県警本部

暴力団排除条項に該当するか否かの確認

所管の消防署

消防法令に基づく命令の有無の確認

登録住宅の市町村

補助の可否等の確認

必要に応じて協議

※暴力団排除条項に該当すると疑われる場合など必要に応じて
 ※申請書に宅建業等の免許番号が記入されていない場合は不要

⑥照会
 ⑦回答

※違反が疑われる場合など必要に応じて
 ⑥照会
 ⑦回答

特定行政庁の場合は違反指導等の有無を照会(⑥⑦)

⑨通知

各建設事務所建築住宅課(郡山市、いわき市、福島市を除く)

⑧登録(HP掲載)

②事前協議の審査

⑤申請内容の審査

①事前確認

①事前協議

必要書類の確認等

③事前協議結果の回答

④登録申請

申請書一式

⑨登録通知

○通知書
○副本

登録申請者

申請書(省令別記様式第一号)3部 (正1副2)

添付書類(施行規則第10条)

○誓約書

(令和元年11月18日付け改正省令施行通知(国住備第92号)別紙2)

○耐震性を有することを確認できる書類(昭和56年5月31日以前に新築の場合)